

JICSWニュース

No.27

Japan Institute of Community Social Work



「専門多職種連携時代の コミュニティソーシャルワークの位置」

特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所
理事長 大橋 謙策

2000年の改正社会福祉法で謳われた“福祉サービスを利用している人の地域自立生活支援”の考え方が、障害者自立生活支援法の改正や介護保険法における地域包括ケアシステムの重視等の政策動向を反映して急速にその具現化が求められてきている。そこでは3つの「連携のベクトル」が必要となる。

第1は、行政と住民と専門職の協働である。厚生労働省が2008年に出した「地域における『新たな支え合い』を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉」という研究会報告書を受けた「安心生活創造事業」はその政策の最たるもので、地域自立生活支援における住民との協働性が求められた。

第2は、保健・医療・福祉・介護・司法の連携である。介護保険法の改正で24時間365日の地域包括ケアの考え方とその政策化が2012年度から実施されているが、在宅医療拠点事業を中核とした医療との連携はますます求められているし、地域での生活支援においては成年後見制度と日常自立生活支援事業との連携等司法との連携も求められている。

第3は、老々介護の問題や介護者の腰痛予防、あるいは介護人材の不足、さらには難聴高齢者の認知症問題等との関わりで福祉機器・福祉用具関係者との連携が求められている。従来の学問体系から言えば自然科学系の福祉工学分野と社会科学分野の社会福祉との連携はさほど豊かにはあったとは言えないが、エンドユーザーである高齢者や障害者という福祉サービス利用者の生活上のニーズに対応した福祉機器・福祉用具の開発とその実用化が求められている。この分野の開発と実用化は国家の経済成長戦略の重点になっていることもあり、急速に連携が求められている。

このような3つの「連携のベクトル」において、どの職種が専門多職種のチームアプローチにおいてコーディネート役割を担うかといえば、社会生活モデルを前提として生活全体のアセスメント、地域の近隣関係におけるソーシャルサポートネットワークのアセスメントを踏まえ、援助方針を本人の求めと専門職の判断に基づく支援の必要性との協議・合意により作成し、それをケアプラン化することを生業としているソーシャルワーカーこそが最も適任である。中でも、地域における問題をアウトリーチ的手法で発見し、インフォーマルケアと有機化させ、時には新しいサービスを開発し、地域づくりを進めるコミュニティソーシャルワーカーこそが適任である。

日本地域福祉研究所としては、研究所の設立以来志してきた全国の草の根の地域福祉実践に関わる“出番”がますます増え、かつ研究所が養成・研修するコミュニティソーシャルワーカーの能力、資質の向上が求められていることを“肝に銘じ”、研究所の発展に努力することを表明し、平成25年度の理事長としての所信表明としたい。





2012年度 冬の公開研究セミナー報告

「地域での子育て支援のあり方について」

目白大学 千葉 茂明

今回のセミナーは、脆弱な家庭環境の中のこどもとその家族支援として、地域の中で実践している小平児童相談所の竹中雪与所長、荒川区子ども家庭支援センターの茶谷由紀子所長、東京育成園ファミリーソーシャルワーカー高橋直之各氏により行われた。

戦後の児童養護施設は、戦災孤児、引き上げ孤児等、いわゆる親や家族を失い行き場のないこどもたちの第2の家庭であった。今、利用するこども達の90%以上に親や家族が存在しており、殆どのこども達は、親・家族との再生活を望んでいる。つまり、要保護

児童のニーズ変化があり、病気が重症の時に誰もが入院するように、施設生活は脆弱な家庭が再生されるまでの一時的な場となる「利用型施設」に役割が変化したと云える。このニーズに応えるためには、専門的機能と地域の社会資源との連携なくしては進まない。その実践の一端を、こどもと家族の地域における予防的支援、施設におけるこども・家族支援、退園後の地域支援などの実践が発表され、今後のこども家族のための地域支援の重要性を示した。

「児童虐待の現状～地域ネットワーク充実のために」

東京都小平児童相談所長 竹中 雪与

子ども達を虐待から守るには、未然防止策の充実に取り組むとともに、早期発見・早期対応から子どもの社会的自立まで、あらゆるフェーズにおいて地域ネットワークを強固にし、切れ目のない支援を行うことが必要です。

子ども達には日頃から保育所、幼稚園、学校等様々な機関が関わっていますが、虐待の予防や早期発見・対応には、この関係機関がのりしろのある連携体制を構築する必要があります。まずは互いの役割を十分

に理解するとともに「ひとつの機関で抱え込まない、要保護児童対策協議会を活用し、顔を合わせて協議する」ことが大切です。

その協議の中で①主担当の明確化、②主たる援助者の確認、③できること・できないことの確認、④守秘義務の徹底、⑤役割分担の徹底、⑥危機意識を下げない、⑦決定事項等の確認を行うことが大原則です。虐待で涙を流す子どもを一人も出さないためにも、こうした質の高いネットワーク作りが大切なのです。

「子ども家庭支援センターの役割と地域との連携」

荒川区立子ども家庭支援センター 茶谷 由紀子

荒川区の子ども家庭支援センターは1か所のみであり、地域子育て支援拠点事業の機能と児童虐待対応機関という2つの役割を持っています。したがって、育児支援のための様々なサービスや事業を提供するとともに、児童虐待通告を受けた際には、子どもの安全を確保する、あるいは保護者と面談して指導・助言し、関係機関と連携しながらその後の支援や見守りを行うといった2つの側面を持った機関です。

東京都内では、学校や保育園、その他関係機関からの通告は原則として子ども家庭支援センターが受

けており、今では児童相談所の虐待受理件数を上回っています。しかしながら区には一時保護の権限がないため、このまま家に帰ることがさぶる危険であると判断した場合は児童相談所にケースを移管する(送致)こととなります。そこからは児童相談所対応となります。一時保護所や養護施設から家庭に戻っても、状況が改善されないままの子どもたちが、対応機関の二層制の谷間で泣くことのないような体制づくりが急務であると考えます。



当日は、多くの方にご参加頂きました♪

左よりシンポジストの竹中氏、茶谷氏、高橋氏の3名



「児童養護施設と地域の子育て支援」

児童養護施設東京育成園 家庭支援専門相談員 高橋直之

児童養護施設で生活する子供たちの9割に家族が存在するという現状において、施設の役割は子供を育て上げるのではなく、家族の問題を解決し、子供たちを早期に家族の元へ帰していくことへと変化しています。子供が施設で生活する理由として最も多いのが虐待です。当園だけで見ても約8割の子供が何らかの虐待を受けています。虐待というと「問題のある親」「親自身も虐待されていた」など特別な養育者によるものという発想をしていますが、その事象の背景には、ごく普通の家族であっても貧困

や孤立など家族の問題が深刻化していった結果、家族の中の最も弱い部分＝子供への虐待という形で表面化していることが多いのです。

原因となる問題への支援を行い、家族を支えエンパワメントすることで家族が本来持つ力が十分に発揮され、養育内容の改善や家族関係の改善につながります。そのため家族としての生活を再開させるには地域の支援機関が連携し支援することが非常に重要となります。

第2次燕市地域福祉活動計画策定事業報告

燕市社会福祉協議会 中川かおる

ちょうど1年前、本策定について思案に暮れていたところ、日本地域福祉研究所とのご縁があり、金井敏教授ご指導のもと本計画を完成することができました。ここに、多大なご支援を賜りましたこと心からお礼申し上げます。

さて、平成24年度コンサルテーションは全8日間、毎回タイトな日程で挑みました。行政計画と本計画の策定委員会同時開催や策定担当実務者会議では、全国事例の紹介並びに最新情報をご提供いただき、様々な気づきを得て取り組むことができました。

また、本会福祉関係会議をはじめ、地域懇談会や分野別のヒアリングなど市民の声を聞く場面でもご助言をいただき、多くの民意を本計画に反映できました。ご指導をいただき進めてきたこれらの過程が、市民・関係機関との信頼関係強化に至ったことは言うまでもありません。



今、本策定を振り返り、「タスク」「プロセス」「リレーションシップ」の3ゴールの達成に甘んじず、これから燕市の地域福祉推進のしくみづくりの始まりとして、市民・事業所等と『つながり』を持って共に実践していく決意を新たにしています。

第2次燕市地域福祉活動計画の策定を終えて

高崎健康福祉大学 金井敏

『第2次燕市地域福祉活動計画～燕ささえあいプラン』が完成しました。行政の地域福祉計画と整合性をもたせ合本しての発行です。

コンサルでは、第1次の行政計画と活動計画を評価し、課題を洗い出し、新たな方向を検討しました。当然、コンサルも行政と社協との合同会議の場で行われることもありました。総合相談窓口の充実やコミュニティソーシャルワーカーの配置、地域での支援のビジョンを力強く打ち出すことができたのも、合同会議で議論できた成果であると考えます。

コンサルは1年間という短い期間に6回、延べ8日にわたり行われました。すべて終日のタイトなスケジュールでした。活動計画に関連する地域の座談会や専門職の連携会議、ヒアリング、研修会など社協事務局の応援隊として関わらせていただきました。

燕市社協の職員の熱意と行動力に敬意を表するとともに、計画の具体化と公私協働の進行管理の実施を心から祈念いたします。

◆2013年度 第19回
地域福祉実践研究セミナー（水俣大会）

大会テーマ

「多様化した地域ニーズと
求められる新たな地域福祉活動のあり方」

8/29（木）

8/30（金）

8/31（土）

熊本県水俣市
にて開催決定！

詳細は研究所 HP、
フェイスブックにて随時
更新中♪

開催地である熊本県水俣市を舞台に、今後の地域づくりのあり方を社会福祉協議会関係者、地域福祉実践者、研究者と現場を結び、地域福祉実践を豊かに展開することを目的に検証・協議・研究します。全国の皆様のご参加をお待ちしております。

◆2013年度 春の公開研究会のご案内
公開研究会テーマ

「専門多職種連携～ソーシャルワークと
コーディネーター機能～」

期日：2013年5月18日（土）

時間：10時40分～17時30分

場所：（財）テクノエイド協会会議室

※東京都新宿区神楽河岸1-1

セントラルプラザ4階

会費：所員 2,000円 / 一般 3,000円

報告者

朴賢貞氏（仙台大学）

戸枝陽基氏（社会福祉法人むそう）

越智和子氏（琴平町社会福祉協議会）

岡本吉平氏（鴨川ひまわり基金法律事務所）

岩附美恵子氏（掛川市地域医療推進課

南部大東地域健康医療支援センター）

大橋謙策氏（日本地域福祉研究所：コーディネーター）

定員：70名（先着順とさせていただきます）

申込：当研究所 HP より、申込書を

ダウンロードしてお申込下さい♪

※お申込締切日：5月17日（火）

◆新入会所員のご紹介

2012年10月～2013年2月までに、下記の1名の方が新たに入会されました。

（2013年2月現在で所員総数は、190名）

○久保寺 重行氏

（法政大学大学院人間社会研究科博士課程）

◆2013年度通常総会について

下記のとおり、2013年度通常総会を開催します。所員各位のご出席をお待ちしております。

期日：2013年5月18日（土）

時間：10時00分～11時00分

場所：（財）テクノエイド協会会議室

※東京都新宿区神楽河岸1-1

セントラルプラザ4階

◆研究所からのお知らせ

《所員（会員）募集のお知らせ》

当研究所では、所員（会員）を募集しております。当研究所への入会に関心をお持ちの方は、事務局までご連絡頂ければ、入会案内書等を送付させていただきます。また、下記ホームページにも入会書を掲載しております。ダウンロードしてご活用下さい。

日本地域福祉研究所 HP <http://www.jicw.jp>

《貸会議室あります♪》

今年度より、当研究所は貸会議室サービスを始めました。10名～40名規模の会議や研修に最適で、市ヶ谷駅から徒歩4分で便利です。利用料金もお安く設定しており、備品等も充実しております。自信アリデス！ご希望の方は事務局までお問合せ下さい♪

《住所変更届けをご活用下さい》

当研究所の所員各位におかれましては、ご自宅住所、連絡先、職場・ご所属等に変更があった場合は、当研究所事務局までお知らせください。なお、その際は「住所変更届け」をご活用下さい。「住所変更届け」は当研究所 HP よりダウンロードできます。何卒よろしくお願い致します。

■事務局便り■

時が流れるのは速いものですね。娘は4歳になりました。3歳時の娘「お父さんが1番好き」、4歳時には「お父さん2番好き」。・・・ランクが下がり、「大」も消えました。

季節の変わり目、皆様ご自愛ください（G）。

発行日 2013年3月13日 発行人 大橋謙策

特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3-27 ロリエ市ヶ谷3F

TEL 03-5225-0237 FAX 03-5225-0238

E-mail : jicw@nifty.com URL : <http://www.jicw.jp>